

平成25年第 2 回定例会

(第 4 日)

平成25年 6 月14日

平成25年第2回平川市議会定例会議事日程（第4号）平成25年6月14日（金）

午前10時開議

- 第1 議案第71号 平川市消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する条例案
議案第72号 平川市防災会議条例の一部を改正する条例案
議案第73号 平川市災害対策本部条例の一部を改正する条例案
議案第76号 市町村の消防の広域化による弘前地区消防事務組合規約の変更に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第77号 平川市特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例案
議案第78号 平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例案
議案第79号 平川市職員の給与の臨時特例に関する条例案
議案第82号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
議案第83号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第84号 津軽広域連合規約の一部変更について
議案第85号 久吉辺地総合整備計画の変更について
議案第86号 工事の請負契約について
議案第87号 工事の請負契約について
議案第88号 財産の取得について
議案第89号 平成25年度平川市一般会計補正予算案（第1号）
議案第90号 平成25年度平川市石郷財産区一般会計予算案
議案第91号 平成25年度平川市岩館財産区一般会計予算案
議案第92号 平成25年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第93号 平成25年度平川市原田財産区一般会計補正予算案（第1号）
- 第2 議案第75号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
- 第3 議案第74号 平川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例案
議案第80号 平川市子ども・子育て会議条例案
議案第81号 平川市育成奨励金特例支給条例案
- 第3の1 齋藤律子議員に対する発言の取り消しの動議
- 第4 議員派遣第1号 議員の派遣について
議員派遣第2号 議員の派遣について
- 第5 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	大川喜代治	農業委員会事務局長	中畑千春
副市長	佐藤一行	選挙管理委員会事務局長	白戸照夫
総務部長	古川鉄美	平川診療所事務長	内山勝徳
企画財政部長	木村雅彦	碓ヶ関診療所事務長	狩野真
市民生活部長	佐藤俊英	監査委員事務局長	相馬正治
経済部長	奈良進	消防長	駒井祐正
建設部長	鳴海和正	教育委員会委員長	内山浩子
水道部長	櫻庭正紀	教育長	佐藤満廣
尾上総合支所長	樋口正博	農業委員会会長	古川寛三
碓ヶ関総合支所長	花岡敏則	選挙管理委員会委員長	内山久人
教育委員会事務局長	芳賀秀寿	代表監査委員	古川敏明
会計管理者	菊池孝夫	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	原 田 淳	主 査	古 川 聡 子
主幹兼議事係長	浅 原 勉	—	—

午前10時06分 開議

○議長

(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、始めに総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

総務企画常任委員会に付託した、議案第71号から議案第73号、議案第76号から議案第79号、議案第82号から議案第93号の合計19件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

○総務企画常任委員会委員長(齋藤政子議員)

おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月6日の本会議において付託されました議案審査のため、6月10日、第1委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記に小田切将人を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例案7件、補正予算案3件、その他案件9件、計19件でありました。

なお、各議案とも提案理由については、本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第71号平川市消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、合併した7月1日以降の消防事務手数料の扱いについて質問があり、消防長より、これは主に危険物の申請手数料であり、7月以降は弘前地区消防事務組合に納めるが、金額の変更はない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号平川市防災会議条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、「自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者」とはどのような意味なのかという質問があり、総務部長より、東日本大震災では女性や障がい者、高齢者といった避難者に対する避難所のあり方に色々な問題があったので、さまざまな分野の方を委員に任命して対応するための改正である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号平川市災害対策本部条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、条例案提案理由について質問があり、総務部長より、災害対策基本法の改正に伴うものであるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号市町村の消防の広域化による弘前地区消防事務組合規約の変更に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、県外の方が利用した場合のドクターヘリの運用について質問があり、消防長より、北東北3県で協定を結んでおり、ヘリ利用者に利用料は発生しない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号平川市特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、県内10市で市長の給料が一番高いところはどこで、一番低いところはどこか質問があり、総務部長より、県内で一番高いのは青森市で118万円、一番低いのは当市で75万8千円である旨の答弁がありました。

また、特別職報酬等審議会を開催したのかどうか質問があり、総務部長より、今回は開催しておらず、市長の判断で削減した旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと

決しました。

次に、議案第79号平川市職員の給与の臨時特例に関する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、削減額はどれぐらいになるのかについて質問があり、総務部長より、平均して月額約2%、6,448円削減されるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第84号津軽広域連合規約の一部変更についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号久吉辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、久吉町会が指定管理を受けることになったのか質問があり、碓ヶ関総合支所長より、久吉町会が指定管理を受けるということで、平成25年度においてもさらに協議を進めている段階である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号工事の請負契約についてを議題といたしました。

これに対し委員より、入札の指名業者について質問があり、総務部長より、県にならって4,500万円以上の工事であるので、特A級を指名した旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号工事の請負契約についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号財産の取得についてを議題といたしました。

これに対し委員より、ポンプ車はどこの町会に配置されるのか質問があり、消防長より、消防ポンプ車は碓ヶ関に、小型動力ポンプ積載車は向陽に配置される旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号平成25年度平川市一般会計補正予算案（第1号）を議題といたしました。

これに対し委員より、地域防災組織育成助成事業補助金について質問があり、総務部長より、財団法人自治総合センターにより蒲田の自主防災組織に配置する可搬式小型動力ポンプ等の補助金である旨の答弁がありました。

また、コミュニティ助成金はどこの町会にいくら配分されるのか質問があり、企画財政部長より、広船町会に250万円、平成町会に210万円、李平町会に250万円配分される旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号平成25年度平川市石郷財産区一般会計予算案から議案第93号平成25年度平川市原田財産区一般会計補正予算案（第1号）までを一括して議題といたしました。

これに対し委員より、除伐した木をバイオマスエネルギー発電に活用するののかについて質問があり、農林課長より、今回の除伐する木は活用されないが、来年度の予算化に向けて計画中である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、議案第90号から議案第93号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、総務企画常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果であります。

平成25年6月14日、総務企画常任委員会委員長、齋藤政子。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長

総務企画常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第71号平川市消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第71号平川市消防本部及び消防署設置に関する条例等を廃止する

条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号平川市防災会議条例の一部を改正する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第72号平川市防災会議条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第73号平川市災害対策本部条例の一部を改正する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第73号平川市災害対策本部条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第76号市町村の消防の広域化による弘前地区消防事務組合規約の変更に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第76号市町村の消防の広域化による弘前地区消防事務組合規約の変更に伴う関係条例の整理に関する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第77号平川市特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第77号平川市特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第78号平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第78号平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第79号平川市職員の給与の臨時特例に関する条例案を議題としま
す。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第79号平川市職員の給与の臨時特例に関する条例案について採決
します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議あり」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。
本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（起立多数）
- 議長 起立多数です。
よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第82号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減
少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第82号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減
少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第83号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数
の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題と
します。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第83号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第84号津軽広域連合規約の一部変更についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第84号津軽広域連合規約の一部変更について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第85号久吉辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第85号久吉辺地総合整備計画の変更について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第86号工事の請負契約についてを議題とします。

- 議長 委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第86号工事の請負契約について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第87号工事の請負契約についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第87号工事の請負契約について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第88号財産の取得についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第88号財産の取得について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第89号平成25年度平川市一般会計補正予算案（第1号）を議題と

します。

- 議長 委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第89号平成25年度平川市一般会計補正予算案（第1号）について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第90号平成25年度平川市石郷財産区一般会計予算案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第90号平成25年度平川市石郷財産区一般会計予算案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第91号平成25年度平川市岩館財産区一般会計予算案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第91号平成25年度平川市岩館財産区一般会計予算案について採決します。
委員長報告は原案可決です。

○議長

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第92号平成25年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第1号）を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第92号平成25年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第1号）について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第93号平成25年度平川市原田財産区一般会計補正予算案（第1号）を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第93号平成25年度平川市原田財産区一般会計補正予算案（第1号）について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、次に建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

建設経済常任委員会に付託した議案第75号を議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

○建設経済常任委員会委員長(小野長道議員)

(建設経済常任委員会委員長登壇)

おはようございます。

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月6日の本会議において付託された議案審査のため、6月10日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には中江貴之を採用しました。

当委員会に付託された議案は、1件でございました。

なお、提案理由については、本会議で説明がありましたので省略いたしました。

まず、議案第75号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題とし、質疑を行いました。

これに対し委員より、提案理由について質問があり、経済部長より、企業等の立地を促進するための優遇措置の特例の適用期限を延長する旨の答弁がありました。

また、委員より、法による適用期限の延長による条例の改正について質問があり、経済部長より、条例も法による適用期限の延長に合わせて改正していく旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成25年6月14日、建設経済常任委員会委員長、小野長道。

(建設経済常任委員会委員長降壇)

○議長

建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第75号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第75号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した議案第74号、議案第80号、議案第81号の合計3件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長(福士恵美子議員)

おはようございます。

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月6日の本会議において付託された議案審査のため、6月10日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には中畑浩路朗を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、条例案2件、計3件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第74号平川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号平川市子ども・子育て会議条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、子ども・子育て会議の委員構成について質問があり、市民生活部長より、想定する委員は、幼稚園・保育所・父母の代表、学校関係者、民生児童委員、社会福祉協議会の代表者等である旨の答弁がありました。

また、任期についての質問があり、市民生活部長より、委員の任期は2年をひと区切りとする旨の答弁がありました。

そのほか、この会議が取り組むべき事項についての質問があり、市民生活部長より、認定こども園や幼稚園などの特定教育・保育施設、人数19人以下の小規模の幼稚園などの特定地域型保育事業の定員について、子ども・子育て支援事業計画の内容等についての検討を行う旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答の後、この会議の設置根拠となる子ども・子育て関連3法により、保育所建設に関する補助金が廃止されること、入所は保護者と施設との直接契約になること、保護者の就労状況により保育時間の上限が設定されることなど、基本的なシステムに危惧すべき問題があることから、本案に対しては賛成できない旨の反対討論を経て、当案件は挙手採決の結果、賛成者多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号平川市育成奨励金特例支給条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成25年6月14日、教育民生常任委員会委員長、福士恵美子。

(教育民生常任委員会委員長降壇)

○議長

教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第74号平川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第74号平川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第80号平川市子ども・子育て会議条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

原案に対する討論の通告がありますので、13番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○13番

13番、齋藤律子議員。

議案第80号平川市子ども・子育て会議条例案に対し、反対討論を行い

(齋藤律子議員)

ます。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て関連法に基づくものであり、この子ども・子育て関連法は、自民・民主・公明の3党により、消費税増税法案を中心とする社会保障・税一体改革の一環として、昨年8月10日に成立をしたものです。

保育を営利化、産業化させる一連の関連法案に対し、父母、保育関係者、国民階層から反対の声と運動が沸き起こりました。法案の一部修正がなされましたが、修正によっても根本的な解決はされておられません。当時の小宮山洋子大臣も、80%は達成をしたと述べています。

今後は、子ども・子育て関連法に基づき、平川市の保育も決められていくことになるから、子ども・子育て会議条例案に対しては反対をいたします。

○議長

次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(「はい、5番」と呼ぶ者あり)

○議長

5番、山田尚人議員。

○5番

(山田尚人議員)

議案第80号平川市子ども・子育て会議条例案について、賛成の立場から討論をいたします。

市町村の子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び実施状況について調査・審議をすることとされています。

市の施策が、地域の実情に合ったものであるかどうか、施設や事業のバランス、教育と保育の体制がどうあるべきかについて、子どもの保護者、教育・保育関係者、学識経験者等のメンバーで審議をし、その後、施策の実施状況についても、継続的に点検、評価、見直しを行って行くという、重要な役割を担う会議とされています。

このようなことから、平川市の子どもたちの健やかな成長のための支援策をより充実にしたものとするためには、子ども・子育て会議の設置はぜひ必要であると考え、本条例案に賛成するものです。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第80号平川市子ども・子育て会議条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は、起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長

起立多数です。

よって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第81号平川市育成奨励金特例支給条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第81号平川市育成奨励金特例支給条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。
(「議長、休憩」と呼ぶ者あり)
- 議長 11時5分まで休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 開議

- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいま、動議が提出されましたので議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時24分 開議

- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
先ほど、成田敏昭議員ほか1名から、平川市議会会議規則第16条の規定により、齋藤律子議員の発言の取り消しを求める動議が提出されました。

書記に提出された動議を配布させます。

(動議配布)

- 議長 お諮りします。
本動議を会議規則第21条の規定により、日程第3の次に日程第3の1として追加し、直ちに議題とすることに賛成の方は、起立をお願いいたします。

(起立多数)

- 議長 賛成多数と認めます。
よって、齋藤律子議員の発言の取り消しを求める動議を日程に追加し、議題といたします。

13番、齋藤律子議員の退席を求めます。

(齋藤律子議員退席)

- 議長 提出者の説明を求めます。
16番、成田敏昭議員登壇。
(成田敏昭議員登壇)
- 16番 (成田敏昭議員) ただいま、議長より許可を得ましたので、提案理由の説明をします。
平成25年6月12日に開催された本会議一般質問において、齋藤律子議員の発言の中に、誤解を受けるような発言がありましたので、部分ではありますが発言の取り消しを求めるものであります。
中身については、「私たちもやっぱり議会にはそういう規範がありませんので、それに女性議員3人おりますが、あまりそういう場に立つ人は気にもしてられないので、受け流している場合が多いですが、近ごろ私はそうはいかないと思っております。」この部分だけ削除をお願いします。
この部分については、総務部長のセクハラハラスメントに対する職員の処分の問題の規律の中での説明の後での問題ですので、御理解いただければ大変ありがたいと思います。よろしくをお願いします。
(成田敏昭議員降壇)
- 議長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。
20番、小田桐信勝議員。
- 20番 (小田桐信勝議員) いま成田議員が一方的だ話をしましたけれども、本人からちょっと私聞いていると、私はそういう思いは全然ないと。これは取り消しです。本人が同意しないと取り消しできません。
本人からやっぱりその理由をちゃんと釈明させたほうが、私はいいと思います。
- 議長 本人……
暫時休憩いたします。
- 午前11時29分 休憩
午前11時35分 開議
- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
これより、齋藤律子議員の発言の取り消しを求める動議について採決します。
本件を、決することに御異議ありませんか。
(「反対」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がありますので、本件は起立により採決します。

- 本件を、決することに賛成の方は起立願います。
(「ちゃんと数えで」と呼ぶ者あり)
- 議長 もう一度。大変すみませんが数えませんでしたので、もう一度。
本件を、決することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)
- 議長 起立多数です。
よって、本件は可決されました。
13番、齋藤律子議員の除斥を解きます。
(齋藤律子議員入場、着席)
- 議長 13番、齋藤律子議員に申し上げます。
ただいま、齋藤律子議員の発言の取り消しを求める動議につきましては、可決をされました。
よって、平川市議会として齋藤律子議員に対し、発言の取り消しを求めます。
(「議長、13番」と呼ぶ者あり)
- 議長 13番、齋藤律子議員。
○13番 動議には拘束力がないので、取り消しには応じません。
(齋藤律子議員)
- 議長 はい。
次に日程第4、議員の派遣の件を議題とします。
地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、先般配布いたしました、議員派遣第1号、議員派遣第2号のとおり議員派遣の申し出があります。
会議規則第35条の規定により、議員派遣第1号、第2号を一括議題とします。
お諮りします。
議員派遣第1号、第2号のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣第1号、第2号については、議員を派遣することに決定いたしました。
ただいま可決されました議員派遣について、変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思います。
これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、ただいま可決されました議員派遣について、変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。
日程第5、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会

中における各常任委員会の継続調査についてを議題とします。

始めに議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。また、各常任委員長より、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査の内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思えます。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成25年第2回平川市議会定例会を閉会します。

○議長

午前11時41分 閉議及び閉会